

令和8(2026)年度

看護師特定行為研修 受講資格審査

区分別科目受講生 募集要項



栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連

P.6~7に引用した厚生労働省の通知の一部改正年月日、掲載ページ数を変更しました(2025年12月)

一般社団法人日本精神科看護協会

【指定研修機関番号 2213031】

ごあいさつ

日本精神科看護協会では、2026 年度より特定行為研修を開講します。私たちは、今後の少子高齢化および精神科医療の動向を見据え、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを基盤に、病院のみならず地域で暮らす人々に対し、専門性の高い看護サービスの提供を行っていく必要があります。特定行為研修修了者は、臨床推論をふまえ、病態判断に基づいた対象者への高度な臨床実践とともに、看護スタッフのアセスメント能力や実践能力の向上に寄与し、チーム医療の要となることが期待されます。

精神科看護の更なる発展をめざして、本研修をぜひご活用ください。皆さまの受講をお待ちしています。

2025年9月1日

特定行為研修管理委員会 委員長 中薦 明子

1. 特定行為研修の基本理念

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの中で、精神科看護師が積極的にチーム医療に参画するために必要とされる高度な臨床実践能力の習得をめざす。

日本の人口構造の変化に端を発し、2025年以降には医療や介護のニーズがいっそう増大するため、地域包括ケアシステムの構築が進められています。精神科医療においても、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築が急務となっています。このような状況の中、精神科病院の入院患者や精神科訪問看護の利用者において、生活習慣病、高齢化に伴う身体合併症、クロザピンの導入に伴う身体症状の管理など、身体面のケアも重要視されています。そこで、当協会の活動理念の実現にむけて、精神科看護師が積極的にチーム医療に参画し、高度な臨床実践能力を発揮できるよう、人材の育成に取り組むこととしました。

2. 特定行為研修の目的

- ・精神障害をもつ人の多様なニーズを適切かつ包括的にアセスメントするために必要な、高度かつ専門的な知識の向上を図る。
- ・より安全で質の高い看護実践能力を発揮できるよう、根拠に基づいた専門的な技術を習得する。

3. 履修できる特定行為区分

精神科医療においては、身体合併症のケアが求められているにもかかわらず、身体合併症を有する精神疾患患者への身体的ケアの実施体制が十分に整備されていない状況があります。このような状況をふまえて、当協会では、特定行為研修制度において定められている 21 の「特定行為区分」のうち、特に精神科医療の現場に有用である「栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連」を実施することとしました。この区分は、精神障がい者への身体合併症のケアや精神科の急性期、あるいは慢性期の様々な身体的ケアを行う上で有用です。

4. カリキュラム

特定行為研修は、「共通科目」と「区別科目」によって構成されます(表1、表2)。共通科目を修了した後、区別科目の履修に進むことができます。

ただし、既修得科目がある場合には、本人の申請により履修を免除することができます。当協会の規定に基づき、審査を行います。希望する場合は、出願時に指定された書類を提出してください。審査で認められた場合は、既修得科目の履修が免除されます。

●講義:学研メディカルサポートのe-ラーニングを受講します。

●演習:当協会が指定する日にライブ配信の講義を受講します。主にペーパーシミュレーションによるディスカッションを行い、レポートを提出します。

●実習:共通科目は、当協会の東京研修会場で行います。

区別科目は協力施設(表3)で行います。実習先の調整は協会事務局が行います。特定行為ごとに患者に対する実技を5症例以上行います(表2)。

表1 共通科目

共 通 科 目	科目名	講義	演習	実習	評価	合計
	臨床病態生理学	29	1		1	31
	臨床推論	26.5	16	1	1.5	45
	フィジカルアセスメント	17.5	8.5	13.5	5.5	45
	臨床薬理学	32.5	11.5		1	45
	疾病・臨床病態概論	37	3		1	41
	医療安全学／特定行為実践	24.5	14	4.25	2.25	45
	合 計	167	54	18.75	12.75	252

(時間)

表2 区別科目

区 分 別 科 目	特定行為区分名	特定行為名	講義	演習	実習症例数	評価	合計
	栄養及び水分 管理に係る 薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー 輸液の投与量の調整	12.5	1	5 症例	1.5	16 10 症例
		脱水症状に対する輸液に よる補正		1	5 症例		

(時間)

5. 研修修了までのスケジュール

研修期間:8月～10月 (2026年度は区別科目受講生のみ募集します)

月	4	5	6	7	8	9	10
スケジュール	共通科目				オリエンテーション eラーニング受講	演習 筆記試験	実習

図1 研修スケジュール

※修了判定は、特定行為研修管理委員会で行います。

※修了判定

6. 区別科目の実習施設について

特定行為研修の区別科目の実習は協力施設(表3)で行います。実習先の調整は事務局が行います。

なお、出願者の所属先で実習を行うことを希望する場合は、協力施設として連携協力体制を整えていただき、厚生省に申請する必要があります。詳細については、出願前に当協会の特定行為研修担当者までご相談ください。

表3 協力施設一覧

施設名	所在地	実習期間
国立大学法人浜松医科大学 浜松医科大学医学部附属病院	静岡県	9月～10月 (施設により受入れ期間が 異なります。後日公表予定)
愛知医科大学病院	愛知県	
社会医療法人近森会 近森病院	高知県	
公益財団法人慈愛会 今村総合病院	鹿児島県	
国立大学法人鹿児島大学 鹿児島大学病院	鹿児島県	

7. 出願

- 1) 募集人員 4名
- 2) 募集する特定行為区分 「栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連」
- 3) 募集内容 区別科目受講生
- 4) 出願期間 令和7年12月15日(月)～令和8年1月30日(金)(必着)
- 5) 出願資格 以下の条件を令和8年1月30日時点で満たす者
 - (1)日本国のかんじき師の免許を有すること。
 - (2)特定行為研修を実践するにあたって必要な実務経験を積んでおりること。ここで必要な実務経験とは、看護師の資格取得後、通算5年以上の看護実務に従事していること。(注:研修を受講する時に5年となる「見込み」については、出願を受け付けていません。また、准看護師としての実務経験は含みません。)
 - (3)管理者(看護部長等の所属長)の推薦を有すること。
 - (4)以下①～③のいずれかに該当する方。

①令和7年度精神科認定看護師教育課程を修了見込みの方

②特定行為研修を修了している方

③その他、厚生労働省が規定する研修内容に対応した配信を行う教育コンテンツ配信サービス(別紙)
1)および厚労省が規定する研修方法(別紙2)により共通科目を履修済みの方

6) 出願書類

受講資格審査の出願書類は、下記の(1)～(8)です。書式は日精看オンラインから[ダウンロード](#)してください。出願書類は当協会の指定した様式を使用してください。書類に不備がある場合、原則として受理しませんので、受講希望者の責任で、提出前に出願書類を確認、提出してください。提出前に「出願書類チェック表」で確認することを推奨します。

- (1)特定行為研修 受講資格審査出願書 (様式1)
- (2)特定行為研修 志望理由書 (様式2)

- (3)特定行為研修 受講推薦書（様式3）
- (4)看護師の免許証の写し(A4サイズにコピーすること)
- (5)既修得科目履修免除申請書(様式4)
- (6)特定行為研修修了証の写し(※特定行為研修を修了している場合に提出)
- (7)受講を修了した指定研修機関の共通科目的シラバスの写し
- (8)受講を修了した指定研修機関の成績証の写し

※令和8年度受講生については既修得科目履修免除申請が必須となるため、(5)～(8)を提出してください。

※令和7年度精神科認定看護師教育課程修了見込みの方は、(6)(7)(8)については提出不要です。

7)審査方法

書類審査(出願書類)

8)出願先

出願書類(1)～(8)は、下記へ、「簡易書留郵便」または「レターパック」で郵送してください。

〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F 日本精神科看護協会 特定行為研修係

注1:封筒の表に、「特定行為研修出願書類在中」と朱書きすること。

出願書類の配達状況に関する問い合わせは受け付けません。

注2:提出された書類は、返却しません。

9)審査料

会員:22,000円(税込) 非会員:44,000円(税込)

注1:出願の時点で当協会に入会をしている場合および入会手続き中の場合は会員価格とし、当協会に入会していない場合は非会員価格とします。

注2:書類の受理後に協会より出願書類に記載されたメールアドレス宛にメールが送られます。審査料は、そのメールに記載された振込先の口座に、期日までに振り込んでください。受理した審査料は、返還しません。

10)審査結果

令和8年3月6日(金)に発表します。本人へ書面による通知、及びオンラインでの通知を予定しています。

8. 合格後の受講手続き及び研修受講料について

1)審査に合格した者は、特定行為研修受講生として受講生名簿に登録します。

合格通知の際に、受講手続き及び研修受講料のお支払いを案内します。

2)受講料は下記の表4の通りです。期日までにお振込みください。

表4 受講の費用(税込)

科目名	会員価格	非会員価格
共通科目	令和8年度なし	令和8年度なし
区分別科目 (栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連)	92,400円	184,800円

※費用については、予告なく変更する場合があります。

9. 修了について

- 1) 区別科目の講義、演習、筆記試験、実習の終了後、特定行為研修管理委員会が特定行為研修の修了判定を行います。
- 2) 特定行為研修管理委員会が当該受講生が特定行為研修を修了したと認めた場合、特定行為研修修了証を交付します。
- 3) 特定行為研修修了証は、研修終了後1か月程度を目途に、当協会より受講生へ郵送します。
- 4) 特定行為研修の修了者については、当協会より以下①～④について記載した報告書を厚生労働大臣に提出します。
 - ① 氏名、看護師籍の登録番号及び生年月日
 - ② 修了した特定行為研修に係る特定行為区分の名称
 - ③ 特定行為研修を修了した年月日
 - ④ 特定行為研修を実施した指定研修機関の名称

【お問い合わせ】

一般社団法人日本精神科看護協会 特定行為研修担当
〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F
TEL:03-5796-7033 / FAX:03-5796-7034

●厚生労働省が規定する研修内容

【共通科目の内容】

科目	学ぶべき事項	時間
臨床病態生理学	臨床解剖学、臨床病理学、臨床生理学を学ぶ 1. 臨床解剖学 2. 臨床病理学 3. 臨床生理学	30
臨床推論	臨床診断学、臨床検査学、症候学、臨床疫学を学ぶ 1. 診療のプロセス 2. 臨床推論(症候学を含む)の理論と演習 3. 医療面接の理論と演習・実習 4. 各種臨床検査の理論と演習 心電図/血液検査/尿検査/病理検査/微生物学検査/生理機能検査/その他の検査 5. 画像検査の理論と演習 放射線の影響/単純エックス線検査/超音波検査/CT・MRI /その他の画像検査 6. 臨床疫学の理論と演習	45
フィジカルアセスメント	身体診察・診断学(演習含む)を学ぶ 1. 身体診察基本手技の理論と演習・実習 2. 部位別身体診察手技と所見の理論と演習・実習 全身状態とバイタルサイン/頭頸部/胸部/腹部/ 四肢・脊柱/泌尿・生殖器/乳房・リンパ節/神経系 3. 身体診察の年齢による変化 小児/高齢者 4. 状況に応じた身体診察 救急医療/在宅医療	45
臨床薬理学	薬剤学、薬理学を学ぶ 1. 薬物動態の理論と演習 2. 主要薬物の薬理作用・副作用の理論と演習 3. 主要薬物の相互作用の理論と演習 4. 主要薬物の安全管理と処方の理論と演習 ※年齢による特性(小児/高齢者)を含む	45
疾病・臨床病態概論	主要疾患の臨床診断・治療を学ぶ 主要疾患の病態と臨床診断・治療の概論 循環器系/呼吸器系/消化器系/腎泌尿器系/ 内分泌・代謝系/免疫・膠原病系/血液・リンパ系/	30

	神経系/小児科/産婦人科/精神系/運動器系/感覚器系/感染症/その他	
	状況に応じた臨床診断・治療を学ぶ 1. 救急医療の臨床診断・治療の特性と演習 2. 在宅医療の臨床診断・治療の特性と演習	10
医療安全学	特定行為の実践におけるアセスメント、仮説検証、意思決定、検査・診断過程(理論、演習・実習)を学ぶ中で以下の内容を統合して学ぶ 1. 特定行為実践に関する医療倫理、医療管理、医療安全、ケアの質保証 (Quality Care Assurance)を学ぶ ①医療倫理 ②医療管理 ③医療安全 ④ケアの質保証 2. 特定行為研修を修了した看護師のチーム医療における役割発揮のための多職種協働実践(Inter Professional Work (IPW))(他職種との事例検討等の演習を含む)を学ぶ ①チーム医療の理論と演習 ②チーム医療の事例検討 ③コンサルテーションの方法 ④多職種協働の課題 3. 特定行為実践のための関連法規、意思決定支援を学ぶ ①特定行為関連法規 ②特定行為実践に関する患者への説明と意思決定支援の理論と演習 4. 根拠に基づいて手順書を医師、歯科医師等とともに作成し、実践後、手順書を評価し、見直すプロセスについて学ぶ ①手順書の位置づけ ②手順書の作成演習 ③手順書の評価と改良	45
特定行為実践		
	計	250

出典元:厚生労働省:特定行為に係る看護師の研修制度

【通知】保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について(令和7年9月26日)(P.28 別紙3「共通科目の内容」)

●厚生労働省が規定する研修方法

【共通科目】

- ・全ての共通科目において、講義及び演習を行うものとすること。
- ・臨床推論では医療面接、フィジカルアセスメントでは身体診察手技の実習を行うものとすること。医療安全学及び特定行為実践の実習では、医療安全及びチーム医療について、いずれか一方又は両方を行うものとすること。

表 共通科目の各科目的研修方法

科目	研修方法
臨床病態生理学	講義 演習
臨床推論	講義 演習 実習(医療面接)
フィジカルアセスメント	講義 演習 実習(身体診察手技)
臨床薬理学	講義 演習
疾病・臨床病態概論	講義 演習
医療安全学	講義 演習
特定行為実践	実習(医療安全、チーム医療)

出典元：厚生労働省：特定行為に係る看護師の研修制度

【通知】保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について(令和7年9月26日)(P.45 別紙5「共通科目の各科目及び区別科目の研修方法」より一部抜粋)